

住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン が改正されました

住宅宿泊事業の運営にあたり、事業の実施に伴い排出される廃棄物が適正に処理されるよう、令和6年5月8日に墨田区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」について、改正を行いました。

住宅宿泊事業の適正な運営に向けて、ご協力をお願いします。

主な改正内容

- 1 廃棄物の処理に関して、届出の前にすみだ清掃事務所に相談し、その記録を作成(事前相談記録書、様式4-2)することを決めました
- 2 届出書の添付書類に事前相談記録書を追加しました
- 3 宿泊者への説明が必要な事項のうち、ごみの処理に関し配慮すべき事項について、ごみを近隣集積所及び道路にポイ捨てしないことを追加しました

適用日 **令和6年7月1日**



令和6年7月1日以降に届け出されるものについて適用されます。
お早めに準備をお願いします。



廃棄物の処理に関する事前相談先(要電話予約)

すみだ清掃事務所 啓発指導係

墨田区東向島5-9-11

Tel03-3613-2228 (8時30分~15時30分まで)

※月曜日から土曜日まで(年末年始を除き、祝日を含む。)

【問い合わせ先・窓口】 墨田区 生活衛生課生活環境係(すみだ保健子育て総合センター2階)
Tel03-5608-6939(平日:8時30分~17時まで)